

(第2回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7 年 6 月 2 7 日
契 約 業 者 名	R 6 横浜国道事務所管内橋梁点検（その3）業務 東京建設コンサルタント・日本エンジニアリング設計共同体
契 約 業 者 の 住 所	東京都豊島区北大塚一丁目1 5 番 6 号
業 務 の 名 称	R 6 横浜国道事務所管内橋梁点検（その3）業務
業 務 場 所	神奈川、小田原、湘南各出張所管内
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
業 務 概 要	神奈川、小田原、湘南各出張所管内の道路橋について各部材の損傷及び変状の状態を把握し、損傷等に対し必要な措置の特定のために情報を収集することで、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図る等の橋梁に係る適切な維持管理を行うために、点検等を行い必要な資料を作成する。
履 行 期 間（自）	令和 6 年 5 月 1 1 日
履 行 期 間（至）	令和 7 年 6 月 3 0 日
変 更 前 の 契 約 金 額	8 7, 1 3 1, 0 0 0 円（税込み）
変 更 金 額	2 7, 5 8 8, 0 0 0 円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	1 1 4, 7 1 9, 0 0 0 円（税込み）
変 更 理 由	1. 詳細調査 定期点検の結果、多摩川大橋、新鶴見橋、および馬入橋において洗掘発生の疑いがあるため、洗掘調査を追加する。 2. 緊急点検 別途工事において、塔台橋の補修工事にあたり現地調査したところ、洗掘拡大の疑いが確認されたため、緊急点検を追加する。 3. 工期 上記内容の変更により、令和7年6月30日までとする。